

消防団アプリ使用許諾契約書（案）

岡山市（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）とは、以下消防団アプリ（以下「アプリ」という）の使用に関して、以下のとおり契約を締結する。

- 1 業務名 消防団アプリ導入事業
- 2 使用料の額 金 _____ 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 _____ 円）
月額 金 _____ 円
- 3 使用料の支払 乙は月額使用料（及び初期導入費用）の請求書を翌月15日までに甲に提出するものとし、甲は乙から適正な請求書を受領した日から30日以内に月額使用料（及び初期導入費用）を乙に支払うものとする。
- 4 契約期間 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から令和8年3月31日まで
- 5 履行場所 岡山市消防局消防企画総務課（岡山市北区大供一丁目1-1）
- 6 契約保証金 契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10以上の額
- 7 契約保証人 免除

（総則）

第1条 乙は甲に対して、本契約に定める条件に従ってアプリサービスを使用することを許諾し、甲はその使用料として頭書記載の契約金額を、頭書記載の条件で乙に支払うものとする。

2 本契約は、甲の消防団活動において円滑かつ迅速に業務が遂行できるよう、仕様書に定める事項について、乙が行う消防団アプリの保守管理等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

3 甲及び乙は、本契約に基づき、本契約の内容を誠実に履行しなければならない。

（遵守事項）

第2条 甲は、頭書記載の条件を遵守するものとする。

2 甲は、頭書記載の条件を変更するときは、乙の書面による事前の承認を得るものとする。

（禁止事項）

第3条 甲は、アプリの使用に当たり、次の各号に定める行為又は該当すると乙が判断する行為を行わないものとする。

- 1 本事業の目的の範囲を超えてアプリを使用する行為
- 2 アプリを、法令に違反する行為、犯罪行為又は公序良俗に反する行為に使用する行為

3 法令等に違反する、又は違反するおそれのある行為

(個人情報の取扱)

第4条 個人情報の取扱については、別紙「市の保有する個人情報の取扱委託に関する契約書」のとおりとする。

(機密保持)

第5条 本契約書において「機密情報」とは、頭書記載の期間中に、口頭、文書その他媒体を問わず、開示された一切の情報及び資料で、開示の際に甲又は乙から機密である旨の表示（電子的記録、磁気的方式等も含む）がなされたものとする。ただし、口頭により機密である旨の指定がなされた情報について、開示より14日以内に書面（電子的記録、時期的方式等も含む）において機密である旨を相手方に伝えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当することを甲及び乙が証明することのできる情報は、機密情報には含まれないものとする。

(1) 開示の時点ですでに公知であった情報、又は開示された後に甲又は乙の責によらず公知となった情報

(2) 甲又は乙が、第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

(3) 開示の時点ですでに甲又は乙が保有していた情報

(4) 甲又は乙が、開示された情報によらずに独自に開発した情報

(5) 開示後、甲又は乙が相手方に対して、機密情報としては扱わない旨を書面において明示した情報

3 乙は、業務上知り得た秘密、機密情報及び個人情報を業務以外の目的に使用し、又は甲の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。

4 乙は、本業務において岡山市情報セキュリティポリシーにおける機密性3の情報資産を取り扱う全ての従事者（下請負等も含む）の所属、氏名、作業内容、取り扱う情報資産を書面で本市に報告すること。また、当初報告していない者が業務に従事する必要を生じたとき、又は報告した従事者が従事しなくなったときは、改めて報告をすること。

(情報提供)

第6条 甲の保有する情報の提供について、甲が必要と判断した情報については、所定の様式「データ提供申請書（外部委託用）」により乙から甲に対して申請させることとする。

(免責事項)

第7条 次の各号に掲げる不具合又は障害等による損害については、乙の免責事項とする。

(1) 天災地変、その他の不可抗力等（騒乱、暴動等、伝染病、放射能事故等、新型インフルエンザ等、SARS等の伝染病等のほか、その他同等の事項）

(2) 乙又はソフトウェア等を乙に提供する事業者その他本サービスの提供に必要な役務等を乙に提供する事業者が安全配慮のため事業所を閉鎖又は休業した場合

(3) 乙が定める手順又はセキュリティ手段等を甲が遵守しないことに起因して発生した損害

(4) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、裁判所の命令もしくは法令に基づ

く処分および請求への対応

(5) 前号のほかの政府又は政府機関の行為（行政命令、行政指導または勧告を含むがこれらに限らない）

(6) その他乙の責に帰すべからざる事由

(解除)

第8条 甲及び乙は、相手方が本契約のいずれかの規定に違反した場合、相当の期間を定めその履行の催告をし、その期間内に是正しないときは、本契約を解除できるものとする。

2 甲及び乙は、相手方に重大な過失又は背信行為が生じたときは、何ら催告を要することなく、本契約を直ちに解除することができる。

3 乙に、第2項の事由が発生したことにより、契約を解除したときは、乙は甲に未使用期間についての使用料の請求はできないものとする。

(契約終了の効果)

第9条 甲は、本契約が使用期間の満了又は解除により終了したときは、直ちに次の措置を取るものとする。ただし、甲が認めた場合においては、この限りではない。

(1) 紙・電磁記録媒体で提供したものは、甲に返還すること。

(2) 甲から送付したデータについては、消去すること。

2 本契約が契約期間の満了又は解除により終了した場合も、第5条の効力は存続するものとする。

(談合その他の不正行為の場合における賠償金)

第10条 乙は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、甲に対し、この契約による使用料額の10分の2に相当する額を甲が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。当該契約が完了した後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の9第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙の行った独占禁止法第49条第6項又は第50条第4項の規定による審判請求を、独占禁止法第66条第1項の規定により却下し、又は同条第2項の規定により棄却したとき。

(4) 乙が、独占禁止法第77条第1項の規定により提起した審決の取消しの訴えを却下し又は請求を棄却する判決が確定したとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従

業者) に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき甲が乙に賠償請求することを妨げるものではない。

3 乙が第1項の規定に基づく損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲はその支払わない額に当該指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間についてその日数に応じ、年利2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を乙から徴収するものとする。

4 第1項の規定に該当する場合においては、甲は契約を解除することができる。
(反社会的勢力の排除等)

第11条 甲及び乙は、自ら又は自らの役員若しくは従業員又は職員が、現在及び将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し確約します。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又はその関係者、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)であること。

(2) 反社会的勢力と何らかの取引をしていること。

(3) 反社会的勢力と親密若しくは不適切な関係又は社会的に非難される関係を有していること。

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為

(5) 反社会的勢力に名義を利用させる行為

(6) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方が第1項又は第2項に違反した場合、何ら催告をすることなく、直ちに本契約を解除できるものとする。

4 甲及び乙は、前項により本契約を解除した場合、これにより相手方に生じた損害について何らの責任も負わないものとする。

(紛争の解決)

第12条 この契約について甲と乙との間に紛争を生じたときは、甲、乙双方協議のうえ、決定した者に仲裁を依頼しその裁定に従うものとする。

2 前項の紛争解決のために要する費用は、甲、乙双方平等に負担するものとする。

(規定外事項)

第13条 乙は、本契約書並びに乙の規定するアプリ利用規約及びサービス説明書等(以下総称して「乙規約等」という。)に従い、本契約書及び本事業にかかる消防団アプリ導入事業を履行するものとする。ただし、本契約書と規約等に差異又は矛盾等がある場合は、本契約書の規定を優先するものとする。

2 本契約書及び乙規約等に定めのない事項が生じた場合、または本契約書及び乙規約等の各条項に関して疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、解決するものとする。

以上、本契約成立の証として、本書2通を作成し甲・乙記名捺印のうえ、各自1通ずつ保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市

岡山市長 大森雅夫 印

乙

印

※ 詳細な契約条項については、落札決定後、双方の協議により決定するものとする。